

群馬県桐生市における生活保護違法事件

その後



2026年2月11日 中央社保協代表者会議

群馬県社保協 事務局長 町田茂

(群馬民医連 常駐理事)

(反貧困ネットワークぐんま事務局)

(桐生市生活保護違法事件全国調査団)

自殺者を出す桐生市生活保護 問題点は2つあった。



① 暴力団レベルの「水際作戦」と「硫黄島作戦」の同時遂行

「水際作戦」は、敵が島に上陸するのを水際で攻撃して阻止する作戦。申請権の侵害。

「硫黄島作戦」は、第2次世界大戦時に日本軍が米軍にとった作戦。敵を島に上陸させた

うえで殲滅をはかる。「水際作戦」「硫黄島作戦」を大規模に同時遂行したのは桐生市が初。

② 刑法に違反した文書偽造の数々

生活保護の辞退届、廃止届、取下届、扶養届、領収簿、収入申告書等、文書偽造の常態化。

40人を超える公務員が組織的に文書偽造という「刑法犯罪」をおこなった疑いが、強く、

これも日本の福祉史上で桐生市が初めてとなる。



全く反省がない桐生市 10か月間の 内部調査報告 「水際作戦の指示はなかった。丁寧な就労指導をした。」

昨年10月7日 第三者委員会に桐生市が提出した内部調査報告

「みんな一生懸命だった」

「1日1000円分割支給は、生活のリズムが崩れている人
に必要な支援」

「最低生活費未満の収入でも、頑張れる人はいる」

「窓口で大声を出す来庁者に対して厳しく対応した」

「水際作戦を指示した職員はいなかった」

「丁寧な指導をした」

とこれまでの福祉行政を高く評価する報告書を市は提出した。
被害事例を主張する民医連や全国調査団に 嘘つき扱い の対応



全ての指示役である退職した元福祉部長の回答

○職員の対応について

- 生活保護の申請権を行使させないようにする対応をしていた認識を示す者はいなかった。
- 申請希望者を排除する対応があったと認識を示す者もいなかった。
- 窓口対応で、市民から苦情があったと認識を示す者はいなかった。

○生活保護が急減した要因

- ケースワークとしての自宅訪問をしっかりと行ったことで、桐生市は不適切な申告をしても発見されるという情報が周囲に広がり、ある種の反社会的な者が桐生市で生活保護申請をすることが減った。

→今年3月下旬の回答。反省ゼロ。生活に困窮した人を反社扱いしている。

彼らは初めからルールの上にはいなかった



写真 第三者委員会の様子

右奥にいる4人の第三者委員の審議を20人の桐生市職員が注視するという異様な光景。

私たち社保協の運動は、常にルールの中にある。私たちは、ルールを作って人権を守り、ルールを拡充して社会保障を守る運動を推進してきた。

彼らは初めからルールの上にはいなかった。

この状況で、桐生市が唯一調査に協力をする市長のもとに設置した「第三者委員会」への働きかけが、桐生市問題解決の成否を握るようになってきた。

国賠訴訟、刑事告発を起こし、桐生市に反省を求める



報告集会で発言する斎藤弁護士
(右から2人目) =19日、前橋市

桐生市の生活保護費の違法支給について、受給者2人が桐生市に対して慰謝料など計55万円の国家賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が19日、前橋地裁(神野律子裁判長)で開かれ、48席の傍聴席がすべて埋まりました。原告の2人は、訴状などで、決められた生活保護費の満額を支給されず、そのうちの1人は毎日千円を市役所まで取りに行かされる過度な分割支給をさ

れ、ハローワークでの求職活動を条件に支給されるといふ違法行為をされた」と主張。市は答弁書で、生活保護法違反を一部認めましたが、分割支給については「合意があった」、求職活動については「支給の条件にしたことはない」と争う姿勢を示し、賠償も拒否しています。

口頭弁論終了後の報告集会で、弁護団の斎藤弁護士は、市が主張する「合意」につい

生活保護違法支給問う訴訟 桐生市が賠償拒否

前橋地裁弁論

群馬民医連、県社保協、全国調査団、反貧困ネットワークぐんま、どの団体が改善を申し入れても、「人権侵害の証拠はあるのか」「録音データなど証拠があるなら示してほしい」と回答や資料提供を拒む桐生市。

こうした自治体は、違法行為を報道に晒すこととや裁判でしか事実を明らかにできない。そこで桐生市の一連の違法行為を認定させるため、**国家賠償訴訟を桐生市に対して起こした。**

また、今年2/12(水)文書偽造をおこない、意図的に生活保護を減少させた**桐生市職員を刑事告発**した。確定すれば最低でも懲役3年以上。

桐生市が自ら反省して改善することを望む。市が組織的関与を認めれば職員も不起訴になるはずである。

市職員2人刑事告発

70代女性
受給者ら
受領簿に同姓他人の印

桐生市の生活保護費問題



刑事告発について会見する上村弁護士
(左から2人目)ら

桐生市の生活保護で不適切な対応が行われた問題に絡み、外国籍の70代の女性受給者らが12日までに、保護費の受領簿に女性と同姓の他人の印鑑で無断押印したとして、私文書偽造や虚偽公文書作成などの疑いで、市職員2人を刑事告発した。同問題を巡っては、市が設置した第三者委員会が不適切な対応が行われた事例などを調べ、原因究明に取り組んでいる。

私文書偽造など疑い

女性の支援者が同日、県一を聞いた。女性と弁護士らで刑事告発について会見。支援者計13人の連名による

告発状を1月28日に桐生署に提出したという。

女性は2023年9月下旬に生活保護を申請し、10月下旬に支給が決定した。女性は生活保護費が口座に振り込まれると認識していたが、振り込みがないため同11月17日に市役所に確認に向いた。市側は手渡しするつもりで現金を準備しており、この際、保護費を渡された女性は押印やサインをしておらず、無断押印の疑いが生じた。

告発状によると、職員は同10月27日ごろ、保護費が未支給にもかかわらず、領収印欄に同姓の他人の印鑑を押して、女性が受け取ったかのように虚偽の受領簿を作成。同11月27日に説明を求めた女性と弁護士らに押印のある受領簿を示していた。

同市の生活保護を巡っては、受給者らから預かるなどして市福祉課に約2千本の印鑑が保管され、無断で使用されるケースが判明し

ている。

女性を支援している上村昌平弁護士は、他にも文書偽造が疑われるケースがあるとした上で、「無断押印によって、生活保護の申請や受給に関する権利の侵害があったと疑われることが問題だ」と指摘した。

職員が刑事告発されたことを受け、荒木恵司桐生市長は「報道情報のみで詳細は把握していないが、重く受け止めている。警察からの捜査などがあれば、真摯に協力したいと考えている」とのコメントを寄せた。

(三神和晃)

桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会

役職	分野	氏名	所属
委員長	弁護士	吉野 晶	群馬弁護士会 前会長
副委員長	学識経験者	小竹 裕人	群馬大学 社会情報学部
委員	行政経験者	川原 武男	群馬県社会福祉協議会
委員	社会福祉士	新木 恵一	群馬県社会福祉士会

副委員長の小竹裕人氏は福祉の知識がなく、桐生市がおこなう「桐生市シティプランニング戦略会議」の実行委員長を務めていた。委員の川原武男氏・新木恵一氏はともに前職が群馬県健康福祉部長。管轄する桐生市生活保護の違法行為を見て見ぬふりをしてきた2人で、追求ができない。

第三者委員4人のうち3人は当事者であり、桐生市の息がかかった委員であるとなっていたため、残る弁護士枠の1人が、民医連・社保協・反貧困ネットワークぐんまにとって重要だった。

第三者委員会に寄せられた 115件 の情報提供 うち 6件が桐生市職員による内部通報だった

○群馬民医連と反貧困ネットワークぐんま が被害者に依頼して投稿した事例。
115件のうち 32件。ほかに群馬県医療ソーシャルワーカー協会の全面協力。

- 市役所職員の内部通報 6件（一部抜粋。いずれも問題職員の実名入り通報）
- ・保護系の職員による恫喝、罵声は日常茶飯事で、他課職員でさえ 聞くに堪えない内容だった。しかし、誰も注意せず、だれも制止しなかった。自浄作用がない。
 - ・生活保護利用者について、「ろくでもねえ」「あいつらはくず」と言っただけで、はばかりない職員がいた。
 - ・職員がよく怒鳴っているのが、聞こえてきた。これは周知の事実だと思う。
 - ・職場ではない場所で保護申請者の話をしていて、「早く死んだほうがいい」と

「恫喝、罵声、日常茶飯事」

市職員を名乗る情報提供

桐生市生活保護問題

桐生市の生活保護制度の不適切な運用について原因究明する第三者委員会の8回目の会合が14日開かれ、市民からの情報提供15件が集まったと報告された。うち6件が市職員を名乗る情報で「保護係の職員による恫喝、罵声は日常茶飯事でも、他課職員でさえ聞くに堪えない内容だった」と内部告発ともいえる記述が含まれていた。

市の窓口に向いたものの、家計簿の金額が1円でも合わないと感じられ、眼薬を買った。これは税金ですよ」と怒鳴られた。ケースワーカーは自宅訪問で冷蔵庫を開けて「こんな生活をしているんですか」とチェック。窓口でひどい言葉をかけられ、泣いた日もあった。見かねた隣の課の職員が声をかけてくれたといい、隣の課の職員の名前を挙げての情報だった。

別の情報では、レシートを厳しく確認されたのがあった。週に1度、レシート付きの家計簿をケースワーカーに提出するよう求められ、生理用品の購入を知られるのに苦痛を感じた。レシートの出ない自動販売機で飲み物を買った、なじらなれという。

これとは別の情報で、市役所にはワイシャツにネクタイ、革靴で来るよう求められ、ひらがな漢字の書き取り練習をさせられたという話もあった。

生活保護受給者と契約を結び、保護費を管理する金融管理団体の情報も複数寄せられた。「保護を受ける最初の時に契約をすることになり、自分の意思は尊重されなかった」との情報や「親が窓口」呼ばれて契約を結び、通帳と印鑑を団体渡し、自分の意思は尊重されなかった」との情報があつたという。

第三者委員は今年1月6日から23日まで、市民の情報提供を呼びかけ、15件が寄せられた。うち100件が生活保護に関する情報だった。

市職員を名乗る情報は6件。その一つは、2018年から24年3月ごろの話として「保護係の職員による（生活保護受給者への）恫喝、罵声は日常茶飯事でも、他課職員でさえ聞くに堪えない内容だった。誰も制止しなかつた。誰も制止しなかつた。誰も制止しなかつた。」

名乗って寄せられた。第三者委員は「組織的な不適切対応を、他部署の市職員も認識していた」と判断。「市全体として重く受け止めてはばからない職員がいたと記述。さらに「同時に市庁舎の保健福祉部長の席が孤立で囲われ、部下の様子が見えない状態、福祉課の職員が来庁者に高飛車な態度で対応していたも部長は把握できないう状態だった」という情報が、市職員を

受給者らも指摘。市職員のほか、18、24年3月までの間に生活保護を受給した人や家族とされる情報も寄せられた。

ある受給者は、生後まもない乳児を連れて

報告書は28日に第三者委員は年度内に報告書をまとめ、28日に荒木恵司市長に提出する。14日が最終回の報告書に関する議論は、個人情報保護法に基づいて行われた。

市職員?も情報提供

「恫喝、罵声は日常茶飯事」

桐生市による生活保護制度の違法・不適切な運用を巡る問題で、実態解明や再発防止策などを検討する第三者委員会の第8回会合が14日、市内であり、委員長の吉野晶弁護士は委員会の意見などをまとめた報告書を28日に市に提出することを明らかにした。また、この問題に関する情報提供で、市職員とされる人物からも以前は「保護係の職員による恫喝、罵声は日常茶飯事」などの情報が寄せられていたことが分かった。

生活保護問題 第三者委、28日に報告書

第三者委員の会合後の会見で委員を述べる全国調査団の井上英夫団長兼桐生市で



報告書案の審議は非公開で行われた。内容は明かさなかったが、吉野委員長は「タイトなものになると思」と厳しい内容を示唆した。

見を聞き、第三者委員の会合を傍聴してきたメンバーが「なぜこの10年で保護が半減したのか、あいまいなまま。根本的な原因が解明されないまま委員会が終わって幕引きになってしまわないか」と危機感を語った。

桐生市を見ていて感じたのは恐怖政治」と話す団長の井上英夫・金沢大名警教授は「報告書が一つの出発点。第三者委自身か別の組

情報提供は1月に第三者委が市民らに呼びかけたもので、関連のない情報を除き100件の概要が公開された。うち6件が市職員か

ず、誰も制止しなかつた」「利用者について、『ろくでもねえ』『あいつらはくず』と言っただけから職員がいた」など。委員からは、多くの職員が窓口の状況などを認識していたとの見方が示され、「犯人捜しはあつてはならない」とんぎを刺すひと幕もあった。

会合後には、この問題を追及してきた桐生市生活保護違法事件全国調査団が

昨年3月末から開催されてきた。

「恫喝、罵声、日常茶飯事」

第三者委員会 市民らが情報提供

桐生市が生活保護の生活扶助費を適切に支給しなかった問題を検証する第三者委員会（吉野島委員長）の最後の審議となる第8回会合が14日開かれ、市民や市職員から寄せられた生活保護担当職員の様々な問題行動が明らかにされた。委員会は報告書をまとめ、28日に荒木恵司市長に答申する。

市民文化会館（美喜仁桐生文化会館）での会合では、第三者委が今年1月6、24日に市民らに提供を呼びか

けて集まった情報に、生活保護の申請者や受給者への乱暴な言葉遣いや態度など不適切な窓口業務の概要などが報告された。

情報は昨年12月までの内容で、計115件に上った。利用者や家族からは「ゲートスワーカーのひどい言葉遣いで泣かされた」「家族がいるなら支え合ってと言われ、申請に至らなかつた」など、生活保護申請に後ろ向きな職員の態度を指摘する声が多く寄せられた。

市職員による内部情報も6件あり、「恫喝、罵声は日常茶飯事だった」「職員が高飛車な態度で対応していた。保健福祉部長の席がついたで困われ、状況が把握できずおかしいと思つた」など福祉課保護係の異常な業務実態を指摘した。

市の生活保護を巡っては、昨年の県の特別監査で、急迫状況なのに申請を認めない申請権の侵害を疑わせる対応が多数確認されており、今回の情報提供で実態が改めて浮き彫りになつた。

吉野委員長は「びっくりした。匿名で真偽は不明だが一定の傾向として間違いない。組織的な問題として認識している」と述べ、情報を再発防止策に生かす。一方、「桐生市生活保護違法事件全国調査団」の井上英夫団長（金沢大名誉教授）は市内で記者会見し、「吉野委員長が驚いた本音をぶつける内容の報告書を期待したい」と述べた。

桐生市職員「罵声は日常的」

生活保護第三者委に情報100件

桐生市の不適正な生活保護の運用を1年わたって検証してきた市の第三者委員会（委員長＝吉野島護士）が14日、独自に情報提供を呼びかけた結果を公表した。市職員からは「保護係職員による恫喝、罵声は日常茶飯事」だったとの情報が寄せられたという。第三者委はこの日で審議を終え、提言などを盛り込んだ報告書を28日に荒木恵司市長に提出する。

28日、市長に報告書を提出

第三者委は1月、市の生活保護業務について



第三者委員会14日、最後の審議を終えた桐生市

インターネットで情報提供を呼びかけていた。体験したり見聞きしたりした「事実」を、市を介さずに委員会に直接寄せてもらったもので、18日間で市民らから約100件の情報が集まったという。

この日は、その結果の概要が報告された。第三者委によると、情報提供のうち6件は、市職員からだった。「保護係職員による恫喝、罵声は日常茶飯事、他職員でさえ聞くに堪えない

内容だった。誰も注意、制止しなかった。自浄作用がない」「生活保護利用者について『ろくでもない職員がいた』といった内容だったという。

問題が発覚した後の「昨年4月、12月ごろ」の事例に関する情報提供も6件あったという。「母親がなくなり生活困窮していた。自分は知的障害だが、申請で窓口に出向いたら『生活保護も知らないの』『働かない自分が悪いでしょ』などと言われた」「持病があり、車でないで通院や買

い物ができないと話したが、ケースワーカーから『車のメーターをチャックする』と言われ、心理的負担を感じた』など訴えるものだった。

第三者委は「情報の真偽は確認していない」としながらも、委員からは「職員が感じた葛藤（疑問）を伝えるルートがなかったのは残念」「組織の多くの人が（不適切な

運用を）認識していたのかと思う。福祉分野だけでなく、市全体として深く受け止めてもらいたい」との感想があった。

第三者委は昨年3月の初会合から今回も含めて計8回開かれた。生活保護業務に携わる市職員や退職者、金融管理団体などからの聞き取りを実施し、分割支給やさまざまな金融管理などの状況が浮き彫りになったが、「なぜ、こうした事態が起きたのか」は明確な理由が明らかになっていない。（木山知敬）

市、減額ミス認め75万円支給

80代女性「苦情言えば暴言受ける」と

桐生市で生活保護を利用する80代女性が、実際は受け取っていない家族の仕送りを収入と認定され、生活保護費を減額されていた問題で、市がミスを確認して未払い分の75万円を追加支給していたことがわかった。

女性の代理人として減額分の支払いを求めた斎藤隆平弁護士が明らかにし

斎藤弁護士によると、子どもから毎月1万8千円、別の親族から現物で5千円の援助がある、という額った認定を受け、長期間にわたり女性の保護費が月2万3千円減額されていた。2018年6月から22年10月まで4年5カ月（53カ月）の未払い分121万9千円の

第三者委員会 最終報告 「組織的な違法」と断定

生活保護 運用問題

「違法な分割支給を許容」

第三者委 組織的不正を複数認定

桐生 生活保護費を1日100円に分割して全額を支給しないなど、桐生市による生活保護制度の違法・不適切な運用を巡る問題で、市の第三者委員会が28日、報告書を荒木恵司市長に提出した。組織的な不正を複数認定する内容で、荒木市長は「あしき慣行や極めてさまざまな事務処理に気づかなかつた責任は重く、利用者らに耐え難い苦痛や不利益を与えたことなどを「おわびします」と謝罪し、自身らの減給や改善に取り組み意向を示した。

(鈴木学)



第三者委員の報告書を受け取る荒木市長。桐生市役所で。

市長ら減給、関係職員を処分へ

報告書では、全額支給しない違法な分割支給計画を許容していた▽分割支給の実態と異なり、全額一括支給したとの受領簿の作成など公的記録に架空の事実を書き入れ、それを是認していた一などの点で組織的な不正を認定した。

生活保護を申請させないようにする、いわゆる「水際作戦」を市は認めていることが、第三者委員長

の吉野晶弁護士は、厚生労働省の監査指針に「申請権侵害が疑われる行為自体を懐まなければいけない」とあるとして「疑われる行為があつただけでアウト」との見解を示した。荒木市長は「侵害があつたことは認めなければならぬ」と述べ、要因として職員に法令順守意識の欠如、利用者を軽んじる意識があつたことなどを挙げた。

再発防止策には、全ての窓口相談の録音・録画、第三者委に類似する外部視点からの監視体制の導入などが盛り込まれ、市は新年度に順次実行し、信頼回復に努めるとした。荒木市長は自身の給与を30%、森山享大副市長は20%を減額(6カ月)、関係職員を処分する方針も示した。

第三者委は、制度の不適切な運用などが明らかにな

桐生市生活保護

第三者委 違法と断定

市長謝罪「苦痛与えた」

桐生市が生活保護の生活扶助費を適切に支給しなかった問題を検証する第三者委員会(委員長・吉野晶弁護士)は28日、市の行為を生活保護法違反と断定し、改善には市福祉事務所の体制刷新が必要と提言する報告書を、荒木恵司市長に提出した。荒木市長は「耐え難い苦痛を利用者に与えました」と謝罪し、関係職員の処分と再発防止策の実施を約束した。

処分と再発防止約束

A4判92頁の報告書で、生活扶助費の全額が支払、問題の端緒となつた1給されなかったケースのほかに1000円の分割支給が、受給者が約10年間で

半減した原因などについて検証結果をまとめた。分割支給については「不合理な支給計画が組織的に決定された」と指摘。また、支給担当者や窓口の対応に苦痛を与えたこと、無差別に保護を受けることを定めた生活保護法の理念が事務所で理解されていないこと、日常生活の困り事を相談した際、窓口の対応に苦痛を与えたこと、自立を助けるという生活保護法の趣旨に反する事

例も確認され、「生活保護を把握する体制が機能できていなかった」と指摘した。2023年12月に明らかになった事務所で大量に保護されていた認め印について「無断で書類作成に利用されていた事実を挙げ、「事務処理の利便性を優先させ、誰もががめない事務所の問題」と断定した。さらに、市の月平均支給額が11年度の11800円から22年度は54780円半以下になるなど全国と同様と異なる点に対しては、



第三者委員会の報告を受けて謝罪する荒木市長(左)と市長補佐、桐生市役所。

第三者委員会が指摘した主な市の違反項目

- ①1日1000円支給は生活保護法違反。国民の生存権を定めた憲法25条の趣旨にも合致しない
- ②福祉事務所に相談しても対応がなく、自立生活助長の指導を行うよう定めた生活保護法に違反
- ③ケースワーカーの誤った説明で申請できなかった事例もあり、申請権を侵害
- ④福祉事務所に保管されていた利用者と同姓の認め印が無断で受領簿に押印され架空の日付が書き込まれた。事務所は認め印利用を承認
- ⑤未支給金は事務所の手掘り金庫でずさんに保管。私的な金銭の保管を禁じた地方自治法に違反

市長・副市長6か月減給「悪しき慣行あった」



臨時市議会で答弁する荒木恵司市長—桐生市織姫町で

桐生市の生活保護制度の不適切な運用の責任を取るため、荒木恵司市長と森山享大副市長の給料を減額する条例案が9日の臨時市議

生活保護問題 市長ら減給

桐生市議会、条例案可決

会で可決された。荒木市長は月給の30%を、森山副市長は月給の20%を、6月から6カ月間減額する。

市は条例案の提案理由について「市福祉事務所の組織風土の中に形成されたあしき慣行や、不正常な組織体制を原因として、極めて不適切な事務処理及び対応が行われてきたこととを、市行政の責任者として重く受け止めた」と説明した。

この日の質疑で、荒木市長は「第三者委員会で問題点が次々と発覚し、私自身を痛めてきた。市行政の責任者として(生活保護の)制度利用者、相談者の方に耐えがたい苦痛や不利益を与えてしまい大変申し訳なく思っている。私が先頭に立ち、生活保護行政の一層の改善を図っていきたい」と述べた。また、市は近く職員の行政処分審査委員会を開催し、職員の処分も行う方針を明らかにした。

これに対し、渡辺恒市議(共産)は「既に退職した職員に退職手当返納は求めないの

生活保護の不適切対応問題 市長が減給6カ月

桐生市で生活保護費の分割支給や一部不支給があった問題で、荒木恵司市長は9日、市の不適切な対応の責任を取り、自身の6〜11月の給与を30%減らす条例案を市議会に提出し、

可決された。森山享大副市長も同じ期間20%減給する。

問題は2023年11月、群馬司法書士会の指摘で発覚。市の第三者委員会が25年3月に提出した報告書では、分割支給により過額を受け取れなかった事案や大

幅な支給遅延が生じた事案を生活保護法違反とし、市の組織体制を「極めて未熟だ」と批判した。

市長は答弁で「大変申し訳なく思っている」と陳謝し、「職員一丸となって生活保護行政の改善を図ってまいりたい」と述べた。

桐生市、生活保護費問題で

市長、副市長6カ月減給

桐生市の生活保護で不適切な対応が行われた問題で、市は9日、荒木恵司市長は月額給料の30%を、森山享大副市長は20%をそれぞれ6カ月減額する条例案を市議会臨時会に提出し、全会一致で可決された。違法な事務処理や申請権の侵害が疑われる行為が行われ

ていたことを重く受け止めたとして、荒木市長は「不正常な組織体制がつくられた責任を痛感している」と陳謝した。

条例案は6月〜11月の給料を減らす内容で、市長は計約160万円、副市長は計約90万円の減額となる。議案に対する質疑で荒木

市長は「辞職も考えたが、市の福祉行政を生まれ変わらせると発言した以上、任期中にその責任を全うする」と答弁した。

討論に立った議員からは減給の不十分さや、退職した管理職の処分を求める声が上がった。

市職員の退職手当支給案

例では在職期間中の行為で、刑事事件に関して禁錮以上の刑を受けた場合や、懲戒免職処分を受けるべき行為をした際に退職金の返納を求める処分ができるとしているが、市は今回のケースは該当しないとした。

問題を巡って市が設置した第三者委員会は3月、月ごとの保護費の過剰未支給や支給遅延を「法律に違反する」などとする報告書を市長に提出していた。

関係職員の処分は、行政処分審査委員会を開いて決める。(三神和晃)

市職員7人を懲戒処分「信頼を失墜させた」

桐生市、職員7人処分

生活保護問題 退職者は対象外

桐生市は12日、生活保護制度の不適切な運用の責任を取るとして、2012年から23年の間に市福祉課の課長と保護係長を務めた職員5人（いずれも50代）を減給1カ月（10分の1）の懲戒処分にしたと発表した。処分は在職中の職員が対象であり、すでに退職した元幹部職員は対象外となっている。

市は12日の市議会教育民生委員会の協議会で、処分について報告。課長と保護係長を務めた5人のほか、23年度に2世帯の支給決定を怠ったうえ、生活保護費の受領簿の受領印を「受給者から預かった」とうその説明をして本人の同意なく押印したとして、30代のケースワーカー経験者を減給1カ月（10分の1）の処分にした。ケースワーカーを指導する立場にあった40代の査察指導員経験者も、戒告の処分とした。

協議会では市議から、すでに退職した幹部職員の責任を問う声が上がった。しかし、市は地方公務員法の処分は現職職員が対象であることや、条例の規定で退職金の返納は「在職中に懲戒免職処

桐生市の生活保護費問題

職員7人懲戒処分

桐生市の生活保護で不適切な対応が行われた問題で、市は12日、管理監督責任があったとして福祉課の

課長や係長の経験者計5人と、支給滞延に関わった職員2人を減給などとする懲戒処分を発表した。保

護世帯数の著しい減少が始まった2012年度から問題発覚した23年度までの間、5人は管理職の立場に

あったが、不適切な事務処理や申請権の侵害が疑われる行為を改善せず、行政への信頼を失墜させた責任があると判断。問題の要因は組織的な機能不全にあるとした上で、市は「環境を変えるべき管理職を基本に処分した」と説明した。

処分されたのはいずれも男性の職員。管理職に当たっては全員50代で、現在は

桐生市当時の職員ら懲戒

生活保護問題 7人を減給や戒告

桐生市が生活保護の生活扶助費などを適切に支給しなかった問題で、同市は12日付で当時の管理職員ら7人を減給や戒告の懲戒処分

にしたと発表した。

発表によると、処分されたのは同市の生活保護受給者が減少に転じた2012年度から、受給者の訴え

群馬県社保協の権力監視は終わらない

判明した違法行為は「氷山の一角」

全国調査団が会見 桐生市の生活保護費問題 「改善状況 監視続ける」



報告書の提出を受け、会見を開いた全国調査団メンバー

桐生市の生活保護で不適切な対応が行われていた問題で、貧困問題の専門家をつくる全国調査団は28日、

桐生市の生活保護費問題を巡る動き	
2023年11月	受給者への1日当たり1千円の分割支給が発覚
12月	過去5年で月ごとの満額未支給は11世帯14人にと公表。福祉課保管印による不正押印も判明
2024年3月	原因究明を図る第三者委員会が初会合

違法行為「氷山の一角」

桐生市の生活保護問題

（一面から続く）
もう一点、不適切な問題が報告書で指摘さ

◆桐生市の生活保護問題を巡る動き

- 2023年11月 保護利用者への1日1000円の分割支給と満額不支給が発覚
- 12月 市長が記者会見で市の不適切3事案を示し謝罪。保健福祉部長（当時）を異動
- 24年3月 同問題を検証する第三者委員会が初会合（25年3月まで全8回開催）
- 4月 保護利用者が市の対応を違法とし、市に損害賠償を求める民事訴訟を起す

「カーが市福祉事務所内に保管されていた認め印（利用者と同姓のもの）を用いて、保護費の受領簿に押印して処理していた。認め印の無断押印」だ。

報告書では「その利用者からの」事実聴取でも、「利用者」受領簿への押印行為をそのものをしておらず、受領簿に保護費を受領した旨日付がまったくの架空の日付であることは動かしがたい「印鑑の無断利用行為、架空の日付の記載に驚きを禁じ得ない」とした。

市福祉事務所で保管していた認め印は1、48本（印鑑箱11箱）

「驚き禁じ得ない」



桐生市の生活保護問題

保管の認め印、1948本

第三者委員会
報告書から見えるもの

県社保協らが県に生活保護改善要請して記者会見 山本知事が、翌日5/22に記者会見を開き、応える



写真は毎日新聞。一番右 富岡SW（はるな生協）
会見は、産経を除く一般紙全紙が報道した。
県社保協として、桐生市、群馬県に改善を求める。

**生活保護巡り「率直に反省」
知事 実態調査・研修強化へ**

桐生市の生活保護の不
適切運用をめぐり、山本
一太知事は22日の定例記
者会見で、「毎年監査し
てきたが（桐生市の不適
切な運用を）見抜けな
かった。率直に反省した
い」と述べた。今後、県
内の生活保護行政の現
状と実態を調べるとと
もに、監査や職員研修
の強化に取り組むとい
う。

桐生市の問題を追及し
ている市民団体と県が21
日に県庁で懇談した際、

群馬県と共同で生活保護利用者のヒアリングを実施

群馬県が生活保護の水際作戦の調査に乗り出し、群馬県社保協に協力を求める。

県社保協・民医連と群馬県の共同で生活保護被害者のヒアリングを実施。

直接インタビュー **9件**
被害ヒアリング報告 **15件**

あわせて**24件**の悪質な生活保護被害報告を取りまとめた。

県、生活保護実態調査へ

知事「データ確認、対策検討」

桐生市の生活保護制

度の不適切な運用を巡り、山本一太知事は22

日の記者会見で、県内の生活保護の実態を調

べたいと表明した。山本知事は「桐生市の事

案もよく分析したいが、県内における生活

保護行政の現状をよく確認して、監査、研修

等の強化、必要な対策

に取り組んでまいりたい」と述べた。

山本知事は21日に市民団体が県の担当者

と懇談し、県内の生活保護率の低さや、生活

保護利用者の車の保有数の少なさを指摘し

たことに言及。「他の県に比べ、多分、低い

のだと思う。データで

確認し、どんな対策が必要か検討したい」と

話した。市が検証のために設置した第三者

委員会の資料によると、2022年度の

生活保護率は、市が0・53%、県が0・79

%、全国が1・62%だった。

保 切 査 覧 つ

国賠訴訟、桐生市と和解

桐生市生活保護違法支給 国家賠償訴訟

11/21桐生市と和解。実質全面勝訴。
原告は一切の譲歩無し。

- ①生活保護行政 **健全化計画**をつくる
- ②桐生市生活保護行政の**監視組織**をつくる
生活保護利用者、有識者を入れた組織
- ③賠償金 **40万円/人**（請求は25万円）

桐生市の生活保護費問題

原告と市が和解

桐生市が生活保護費を月ごとに満額支給せず、1白千円に分割して手渡しなどしたのは違法だと、受給者3人が同市に損害賠償を求めた民事訴訟を巡り、原告側弁護士は20日、原告と市の和解が成立したと発表しました。市側が謝罪し、違法、不適正行為を認めたと、再発防止に向けた取り

組みなど九つの和解案項を受け入れた。斎藤匠弁護士長は「司法手続きを経て成立した訴訟上の和解であり、非常に大きな意味がある」と評価した。

OBを担当する部門に配置しない。など。12月までに生活保護行政の健全化計画を策定することや、来年3月までに外部視点で監視を行う組織を設置することを盛り込んだ。和解金として、市側は原告それぞれに40万円を支払うが、生活保護費の減額を防ぐため、解決金は原告の取

入として認定しないよう求めた。弁護士によると、原告は裁判を起したことについて、同市が生まれ変わることを期待したからだとし、「昔の人はずっと耐えていたのだと思う。今後生活保護を利用する人が、自分のような目に遭わないよう、市は生まれ変わってほしい」と話しているという。

和解を受け、荒木恵司市長は原告や市民に対して謝罪の意を示した上で、「現在、第三者委員会の報告書や、厚生労働省と県による監視結果を踏まえて改善に取り組んでいる。和解内容はもとより、ここに至るまでの経緯を真摯に受け止めて、生活保護制度の運用に



記者会見に臨む原告側弁護士20日、前橋市の弁護士会館

職員2人を文書偽造で書類送検

新 日 毎

（令和8年）2月5日（木）

桐生市2職員書類送検

生活保護 偽造文書行使容疑

桐生市が70代女性に生活保護費を支給する際に同姓の認め印を使って文書を偽造したとして代理人弁護士らが市職員2人を刑事告発した事件で、告発者側の反貧困ネットワークぐんまは4日、桐生市が1月30日に市職員1人を有印私文書偽造・同行使用容疑で、もう1人の職員を同行使用疑いで書類送検したと発表した。一方、同署は「個別の案件にはコメントできない」としている。

告発状によると、市福祉課のケースワーカーは2023年10月27日ごろ、かねて市役所で保管していた女性と同姓の認め印を使い、生活保護費の領収書に押印。同年11月27日、ケースワーカーと同課の指導員で共謀して、市役所を訪れた女性や弁護士らに偽造した領収書を閲覧させたなどとしている。

桐生市の荒木恵司市長は「今後の推移を見守るとともに、検察からの要請などがあれば、真摯に協力したいと考えています」などとコメントを発表した。【遠山和彦】

都市対抗・日立で2次北関東 7月6日に開幕

JABA県連が26年度日程発表

社会人野球のJABA北関東連盟は4日、太田市内で定時総会を開き、2026年度大会日程を承認した。第97回都市対抗野球大会（8月26日開幕、東京ドーム）の2次予選・北関東大会は7月6日から7日間、茨城県日立市の日立市民球場で行われる。

北関東大会は第1代表決定と敗者復活による第2代表決定の両トーナメントで実施。3県の1次予選を勝ち抜いた群馬1、茨城5、栃木2の計8チームが

警 署

無断押印容疑で書類送検

生活保護費問題で桐生市職員2人

桐生市の生活保護で不適切な対応が行われた問題に絡み、保護費の受領簿に他人の印鑑を使って無断押印したとして、県警が有印私文書偽造・同行使用の疑いで

市職員2人を前橋地検に書類送検していたことが4日までに、関係者への取材で分かった。無断押印されたとして、昨年1月に外国籍の70代の女性受給者らが、桐生市に告発状を提出していた。

告発状によると、2023年10月保護費が未支給ならず、領収印鑑人の印鑑を押し取ったかの上受領簿を作成。11月27日に説明性と弁護士らによる受領簿を告発状は女性ら支援者の計3人提出していた。貧困ネットワークの町田慶宏によつて、不正的な関与がある



か、証拠は写真

私たちが 誰のために 誰のために存在するか



10/4(土) 開催した 桐生市での相談会。桐生市の生活保護利用者は、まだ600人。もとの1100人に回復してはじめてスタートラインに立てる。社保協のたたかいは、まだ始まったばかりである。

新しい地域社保協の準備始まる

吾妻社保協設立準備会立ち上がる

- ・ 二次医療圏に総合病院がない
産婦人科がない
小児科がない
- ・ 高血圧疾患死亡率全国1位
死産率 3位

年金者組合、新婦人、憲法を暮らしにいかす会が母体。